

Q 従業員が能力不足であると思われる場合に解雇はできるのでしょうか。

能力不足による解雇はできる？

法律あれこれ

解雇は容易には認められませんが、他の従業員に比べて成績が悪い、と理由とした解雇が有効という程度では認められず、たまたま該従業員の成績が不良である②評価が公正である③改善の見込みが乏しい④業務に支障が生じていることと、解雇の合理性が必要で(労働契約法16条)。

①は就労させることがふさわしくないほどした処遇を与えて採用した場合には、裁判所の

容易には認められない

もこの点は緩く判断しているかです。お尋ねのような能力不足を理由とした解雇方法で評価したのが認められるかどうかはケース・バイ・ケースですが、解雇が有効のみかなど。③は会社となるための要件は社による指導・研修はとも厳しいものになされたか、また他の部署への配置転換、降格などにより是正できないか検討されます。懲戒処分(戒告、減給、出勤停止、降格等)、退職勧奨などを検討するのによいと考えます。

(弁護士 松田健太)